

八尾市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八尾市広告掲載要綱（平成18年11月13日制定）第5条に規定する基準として定めるものであり、この基準に基づき広告掲載の可否の判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 屋外において広告掲載する広告の内容及びデザインは、広告掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものでないものとする。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ あたかも市が支持、推奨又は保証しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの
- サ 市税の滞納がある者の広告

(2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 次に掲げる美観風致を害するおそれがあるもの
- ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
 - イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - ウ 著しくどぎつい、くどい等、デザイン性の劣るもの
 - エ 景観と著しく違和感があるもの、又は意味が不明なもの
 - オ 身体の一部を強調するようなもの
 - カ その他美観風致を害するおそれがあるもの

(WEB ページに関する基準)

第5条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

(業種ごとの基準)

第6条 掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。

1 人材募集広告

- (1) 労働基準法等関係法令を遵守していること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

1 か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示し根拠を明確にする。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

5 資格講座

- (1) 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。
- (2) 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように「資格取得には、別に国家試験をうける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第69条又は第71条の規定の範囲内で表示すること。
- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (4) 提供する医療により、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に表示してはならない。
- (5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- (6) マークを用いることはできるが、必ず文字等を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年12月20日法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告掲載できない。

8 医薬品等は、薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）第66条から68条までの規定を遵守し掲載する。ただし、次のような表示は掲載できない。

- (1) 最大級及びそれに類する表示をしない。
- (2) 効能、効果及び安心を保証する表示をしない。
（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

あくまでも食品であるため、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示は掲載できない。

例： 1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

10 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例： 八尾市事業受託事業者 等

(2) 有料老人ホーム

(1)に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

11 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

13 弁護士・税理士・公認会計士等

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 訪問先、または依頼者名（同意書がある場合を除く）は表示しない。
- (3) 誇大または過度な期待を抱かせるような表示はしない。

14 旅行業

- (1) 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員に限る。
- (2) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- (3) 不当表示に注意する。
例：行程にない場所の写真等

15 通信販売業

- (1) 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならない。
- (3) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

16 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

- (4) 罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

17 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

18 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例： 回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

19 占い・運勢判断

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
- (3) 料金や販売について明示する。

20 結婚相談所・交際紹介業

- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (3) 料金の表示及び成功報酬の有無を表示する。

21 調査会社・探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内に限定する。

22 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

23 募金

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けたもので、そのことを明記する。
- (2) 募金内容は社会福祉事業のための寄付金募集に限る。

24 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

25 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示すること。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

26 ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

27 ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

28 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」

その際、宝石の販売のようにメーカー希望価格がないものがあるので、注意をすること。

（公正取引委員会に確認の必要があり）

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるものについて、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

- (4) 広告主の所在及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話番号とし、携帯電話、PHS の表示は不可とする。
- (5) 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認をする。
- (6) 個人輸入代行業等の個人営業広告
- (7) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはいけない。